

## 第1回奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会議事概要

### 1 日時

令和5年11月6日（月）午後3時から午後4時45分まで

### 2 場所

修徳ビル 中会議室

### 3 出席者

#### （委員）

仁木委員長、今治委員、植田委員、宇野委員（Web会議システムにより参加）、熊谷委員

#### （県）

清水県土マネジメント部長、尾崎次長、池田次長、新谷建設業・契約管理課長、松井技術管理課長 等

### 4 議事

#### （1）奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会について

- ① 委員長の選出 仁木委員が委員長に選出された。
- ② 公開方針の決定 奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会公開方針を決定した。

#### （2）入札契約制度の現状と課題

事務局から資料2について説明し、意見交換を行った。

#### （3）今後の進め方について

事務局から資料3について説明した。

### 5 主な発言

#### （1）最低制限価格等の公表時期について

<最低制限価格に関する意見>

- ・県職員からの予定価格・最低制限価格等の聞き出し行為を抑止するため、予定価格等を事前公表されてきたことについては、不正の防止という主旨で、一定の意義があったとは思われるが、その一方で、業者の積算能力という基本的な技術力の獲得を阻害している可能性も考えられる。
- ・談合防止という観点では予定価格等の事前公表が効果的かもしれないが、事前公表以外の工夫によっても談合を防止できる可能性はあるのではないか。
- ・事前公表のあり方については、最初耳にしたときには違和感があったが、説明

- の中で合理的な理由があるということ、職員からの聞き出し防止が趣旨で、副次的に不調不落がなくなることもあり、これはこれでひとつのやり方と思う。
- ただ、1つはくじ落札が頻発する状況をどうするかという点が課題かと思う。実質的に競争を作り出すために、総合評価落札方式を連動する形で工夫されているのだろうと思う。
  - 今後は総合評価落札方式を外して実施する場合など、いくつかパイロット的に他の方法を試行してみるのもひとつの方法かと思う。事後公表型でトライしてみると、メリットもデメリットも出てくると思う。事後公表については、最も危惧される聞き出し防止に留意し、チェックポイントを整理していく必要があるように思う。
  - メリットもデメリットもどちらもある。歴史的な経緯があり採用されている事前公表については、低価格で調達できるというのであればそれで良いのではないかと思っていたところもあるが、必ずしも最終的には下請け業者にしわ寄せが行ったり、積算できないままになっている業者もあつたりすることからすると、やはりデメリットもあるということだと思う。
  - 事前公表にしても事後公表にしても、結局いずれもメリット・デメリット双方あるので、最終的にデメリットを小さくする形で対策しないといけないのかなと思う。
  - 事後公表に関しては、私も聞き出し行為が最大のポイントになると思う。機密情報の漏れというのは、実際どこからもれているのか分からないことが多い。
  - 他の自治体では変動型の最低制限価格の制度もあると聞いているし、職員が機密情報を持たない方法もあると聞いている。
  - 全て事前公表とするのは、工事業者が利潤を求めず、とにかく実績を求めて入札するというデメリットが大きいかなと思う。事後公表にする方向性は良いと思うが、予定価格だけを公表するのか、予定価格も最低制限価格も公表するのかなどいろいろパターンがあると思う。そのパターンによってメリットとデメリットがあるので、検討していただければと思う。
  - また、他の自治体では事後公表がほとんどであるというデータがあつたかと思うが、どこの自治体においても職員が価格漏洩をするリスクを抱えていると思う。それを防ぐ手立てについても、やはり自治体がそれぞれ考えていると思う。100%防ぐことは難しいと思うが、低減させる方法を考えていると思うので、調査ができないものかと思う。
  - 事前公表ではなく事後公表へというところについて、聞き出し行為については他団体がどのような策を取られているかを参考にされたら良いと思うが、懸念されるのはやはり入札の不調不落。これはどんどん増えて行っている状況だと思うし、不調不落になると困るのも事実。急ぎの案件もある中で、奈良県

においてこれだけ不調不落が少ないというのは本当に素晴らしいこと。一度に事後公表にして不調不落の件数が増えることがないようにというのが懸念されるかなと思う。

- 価格の公表の話だが、全部の工事について価格を公表するのではなくて、工事の内容によって価格だけで落札業者が決まるようなものであれば、業者が利潤を取れるであろうという価格が明白な案件に関しては、事前公表について考えられても良いと思う。
- 一律に全部事後公表するというのではなくて、やはり工事の内容によるのかなと思った。

## (2) 総合評価落札方式について

- 総合評価の案件が総じて価格競争の案件より好成績となっており、より品質の高い目的物を得ることに、総合評価制度が貢献している可能性が考えられる。一方、相対的に低い落札率の下で、高い技術水準での工事を求められ、業者にとっても負担となっている可能性も考えられる。発注者側に着目すると、一般的に高い技術や施工面での工夫などを求めにくい工事でも、総合評価制度（技術提案評価型）が適用されると、評価テーマの設定が困難であり、発注担当者にも負担を強いている可能性が考えられる。
- 一律、予定価格にて、総合評価制度（技術提案評価型）の適用の有無を決めるのではなく、より高い品質が求められる工事目的物、施工上の工夫が求められる目的物、維持管理性の点で課題が大きい目的物に絞って、技術提案評価型の適用を進めることが望ましく、その他は、より簡便な方法で受注側の技術力を検証する形の総合評価の在り方を一度検討してみてもどうか。
- 技術提案評価型は、実質的に業者間の差異が出やすいので有効であると理解している。ただ、発注する側にも受注する側にも負担が大きい。実質的には差がつかないものについてもこの方式を採用し無駄なコストがかかることになると思う。
- 技術提案評価型が適切と思われる事案も一定数あると思う。育成型などは適用される価格帯が低くなっているが、技術力を向上させる機会としては有効かと思う。
- 重要性が高い工事は引き続き技術提案評価型が適切だと思う。国も他府県でも奈良県では実施していない方法を実施しているので、奈良県でも実施してみてもと思う。
- 技術提案評価型については工事の成績も良く、技術力の確保には良いと思うが、コストがかかるので全部に適用するのは大変であり、他の都道府県とも比

較しても奈良県だけなので変更していくのも良いと思う。

- どのようにするのは工事によっても異なるが、基準の作成は大変ではないかと思う。総合評価落札方式で国が一番多く採用している企業・技術者評価型だと点数が固定されやすいと伺ったが、奈良県で用いられているチャレンジ型等の型式を組み合わせることで特定の業者が受注することを回避できるのではないかと考えているところ。
- 今の技術提案評価型がかなり負担が大きいのであれば、それを使う工事を絞ってはどうかと思う。基本的には企業・技術者評価型にいま奈良県がやっているチャレンジ等を組み合わせ、企業の質が工事の質を左右するような重要な工事については技術提案評価型を使った評価方式にするというように、金額だけではなくて工事の内容に応じた評価方式にしてはどうか。ひとつひとつ決めるのは大変だと思うので、基本的には企業・技術者評価型にチャレンジ型を使うことで負担を避けるのが良いと思った。
- 企業・技術者評価型は沢山見てきたが、少し懸念しているのは価格競争の意味がほとんどないケースがあること。配点にもよると思うが、価格で差があっても企業・技術者の評価でひっくり返ってしまう。簡便に評価できるが、過去の実績による評価なので新規参入が難しく、結局不調不落が増えてしまうなど、他団体の様子を見ながら配点に気をつけるとか、新規参入を阻害しないよう考えながら取り入れる必要がある。質の担保等の観点から企業・技術者評価型であることが必要という案件でなく、技術提案では差が付きにくいという場合には価格競争とすることも検討しても良いのではと思った。
- 施工計画評価型は、技術提案評価型に比べると負担が軽くなるということだがそれなりの負担がでてくるのか。
- 施行計画評価型も導入の可能性があるのか気になり伺った。あまり差が付かないという点では、企業・技術者評価型に施工計画評価型がついているので、どんな場合が良いのかを考えてみる必要があると思う。
- 3つの型にそれぞれに適合する工事があるかもしれないと思うので、あれば今後情報共有していただければと思う。